佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、再生可能エネルギーの有効活用と災害時等の電源確保を図り、温室効果ガスの排出量削減及びレジリエンスの強化を推進するため、電気自動車等を導入する者に対し、その購入に要した費用を補助する佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐井村補助金等の交付に関する規則（昭和５６年佐井村規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）「自動車」とは、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）　第２条第２項に規定するものであって、道路運送車両法第５８条に規定する自動車検査証（以下、「自動車検査証」という。）の交付を受けたもののうち、原動機付自転車以外のものであって、検査対象外軽自動車（二輪のもの、カタピラ及びそりを有するもの、被牽引のもの）及び小型特殊自動車を除くものをいう。

（２）「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料が「電気」であることが記載されているものをいう。

（３）「プラグインハイブリッド自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料が「ガソリン・電気」であることが記載されているものをいう。

（補助対象自動車）

第３条　補助の対象となる自動車（以下、「補助対象自動車」という。）は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

（１）自動車検査証の使用の本拠の位置が、佐井村内の住所となる自動車であること。

（２）自動車検査証の初度登録年月日が、令和６年４月１日以降であること。

（３）経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（ＣＥＶ補助金）の補助対象車両一覧の銘柄であること。

（４）同一年度内における申請可能台数は１台とする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人及び事業者とする。

（１）佐井村の住民票に記載されている者であること。なお、法人の場合は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書において、事業所等の住所が村内の住所となっていること。

（２）原則として再エネ発電設備と接続して充電を行うものであること。

（３）経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付を受けずに補助対象自動車を購入する者であること。

（４）村税等を滞納していないこと。

（５）補助対象者は補助対象自動車の購入者であり、かつ補助対象自動車の自動車検査証上の所有者であること。 ただし、所有権留保付ローンによる購入の場合は、補助対象者が契約者となっており、かつ自動車検査証上の所有者

が自動車会社またはローン会社等であること。

（６）佐井村暴力団排除条例（平成２３年佐井村条例第２４号）第２条に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表１のとおりとし、値引きがある場合は値引き後の価格、下取車がある場合は下取価格を差し引いた額を補助対象経費とする。また、インターネットオークション、フリマアプリ、個人売買での購入は補助対象外とする。

（補助金の交付額）

第６条　補助金の交付額は、別表２のとおりとし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に別表３に掲げる書類を添えて、別に定める提出期限までに、村長に提出しなければならない。ただし、交付申請の提出期限内であっても、補助金交付予定額が予算の範囲を超えた場合は、その日をもって交付申請の受付を終了するものとする。

（補助金の交付決定）

第８条　村長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、補助金の交付の可否を決定し、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助決定対象者」という。）は、補助の対象となる事業の完了の日から３０日を経過する日又は交付決定を受けた年度の属する２月末日のいずれか早い日までに、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金実績報告書（様式第３号）に関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第１０条　村長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付額を確定しなければならない。

２　村長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付額確定通知書（様式第４号）により、補助決定対象者に通知の上、補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限等）

第１１条　補助決定対象者は、前条第２項の規定により村長が交付した補助金に係る補助対象自動車（以下、「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

２　補助決定対象者は、取得財産を取得した日の翌日を起算日として、補助対象自動車の使用者にあっては法定耐用年数を経過する日まで（以下、「処分制限期間」という。）は、村長の承認を受けないで、当該取得財産を売買し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保（以下「処分」とい

う。）に供してはならない。
3　補助決定対象者は、処分制限期間内に前項の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金取得財産処分承認申請書（様式第５号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。
4　村長は、前項の規定により承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認又は不承認を決定し、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金取得財産処分承認（不承認）通知書（様式第６号）により、補助決定対象者に通知するものとする。
5　補助決定対象者は、第２項の規定による処分をしたときは、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金取得財産処分報告書（様式第７号）に関係書類を沿えて、村長に処分報告をしなければならない。
6　村長は、前項の規定による処分報告があったときは、別表４に定めるところにより算定した額を佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金返還請求通知書（様式第８号）により補助決定対象者に返還を求めることができる。

（補助金の交付決定の取り消し）

第１２条　村長は、第８条の規定により決定した補助対象者が 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
（２）この要綱の規定に違反したとき。
2　村長は、前項の規定による取り消しをしたときは、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付決定取り消し通知書（様式第９号）により補助決定対象者に通知する。

（補助金の返還）

第１３条　村長は、前条第１項の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命ずることができる。

（調査に対する協力）

第１４条　村長は、補助決定対象者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができ、補助決定対象者は、これに協力しなければならない。
（１）電気自動車等に関するアンケート
（２）その他村が進めるゼロカーボン推進施策に関する協力を依頼する事項
（３）今後、国等から各種データの追加要請がある場合に協力を依頼する事項

（所管）

第１５条　この事業の事務は、住民生活課において所掌する。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１１月３０日から施行し、令和５年１０月１日に遡及して適用する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表１　補助対象経費（第５条関係）

補助対象自動車	補助対象経費
電気自動車	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（ＣＥＶ補助金）の交付規程に基づき算定された額
プラグインハイブリット自動車	

別表２　補助金の交付額（第６条関係）

補助対象自動車	補助対象経費
電気自動車	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（ＣＥＶ補助金）の銘柄ごとの補助金交付額を限度として、蓄電容量×1/2×4 万円/kWh で算出された額
プラグインハイブリット自動車	

別表３　交付申請に必要な添付書類（第７条関係）

<table>
<tr><th rowspan="2">書類の種類</th><th rowspan="2">個人</th><th colspan="2">事業者</th></tr>
<tr><th>個人事業主</th><th>法人</th></tr>
<tr><td>(1) 申請者・使用者を確認する書類</td><td>・住民票の写し</td><td>・住民票の写し
・補助対象車両の使用の本拠地が住民票の住所と異なる場合は、事務所の住所がわかる書類</td><td>・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し
・役員名簿
・申請者の住所と異なる支店等を使用の本拠地とする場合は、申請者と支店等の関係性及び支店等の住所がわかる資料</td></tr>
<tr><td>(2) 車両代金の支払いを確認する書類</td><td colspan="3">・領収書、振込金受取書等の写し、購入車両の仕様が分かる書類の写し
※宛名（申請者名）、金額、購入車両名、領収日、発行日、領収者名、領収印が正しく記載・押印されているもの
【所有権留保付ローンを利用して購入した場合】
・領収書の写し
※１．領収書の発行が無い場合は、販売店と申請者で締結された今後全額支払いすることが明記されている契約書等の写し
※２．車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛てであること
※３．申請者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること</td></tr>
<tr><td>(3) 補助対象車両を確認する書類</td><td colspan="3">・自動車検査証の写し</td></tr>
<tr><td>(4) 税等の納付に関する書類</td><td colspan="3">・村税等納付状況調査承諾書（別紙１）</td></tr>
</table>

別紙１

村税等納付状況調査承諾書

年　　月　　日

住　　所　　佐井村大字
氏　　名
電話番号

佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付申請に使用するため、村税等の納付状況について調査することに同意します。

年　　月　　日

関係課　各位

上記の者について、納付状況についての確認をお願いします。

（担当課名）

村税等納付状況確認表

項目	納付状況	所管課	確認者（署名）
税	滞納なし・滞納あり	課	
上下水道使用料	滞納なし・滞納あり	課	
村営住宅使用料	滞納なし・滞納あり	課	
その他（　　　　　）	滞納なし・滞納あり	課	

別表４　取得財産を処分した場合の補助金返還算定方法（第１１条第６項関係）

	第１０条第２項の規定による補助金の交付を受けたのち、当該補助対象自動車等を処分した場合
使用期間	補助対象者が当該取得財産を取得した日の翌日から第１１条第５項の規定による処分をした日までの日数
返還額の算定式（※）	取得財産に係る補助金交付決定額×（処分制限期間の日数－使用期間）÷処分制限期間の日数

※千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

佐井村長　　　　　　　　　　　様

申請者　住　　所　　佐井村大字
氏　　名
電話番号
担当者名（法人のみ記入）

年度佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付申請書

年度において、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金の交付を受けたいので、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請 し、併せて誓約します。

電気自動車の概要	メーカー・車種名　・型式
自動車検査証に記載された使用の本拠の位置	佐井村大字
太陽光発電設備の設置住所	佐井村大字　　　　　　　　（容量：　kw）
再エネ電力供給契約先	
補助金申請額	円（千円未満切捨）
国の補助金確定通知日	年　　月　　日
添付書類	(1)個人の場合、住民票の写し (2)個人事業主の場合、住民票の写し並びに補助対象車両の使用の本拠地が住民票の住所と異なる場合は、事務所の住所がわかる書類 (3)法人の場合、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し及び役員名簿並びに申請者の住所と異なる支店等を使用の本拠地とする場合は、申請者と支店等の関係性及び支店等の住所がわかる資料 (4)佐井村提出用の納税証明書の写し（申請日から１カ月） (5) 自動車検査証の写し及び購入車両の写真 (6) 車両購入に係る売買契約書の写し (7) その他、村が必要として求める書類

誓約書

当社（個人である場合は「私 」、団体である場合は「当社」）は、補助金の交付を申請するに当たり、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金に定める補助対象者要件の全てを満 たしており、補助事業実施期間及び補助事業終了後の処分制限期間についても、これを維持することを誓約

いたします。
　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

様式第２号（第８条関係）

第　　　号
年　　月　　日

申請者
住　所　　佐井村大字
氏　名　　　　　　　　　　　　　　様

佐井村長

年度佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金の交付について、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり交付する（交付しない）ことに決定したので通知します。

記

補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　円

（不交付の理由）

様式第３号（第９条関係）

年　　月　　日

佐井村長　　　　　　　　　　様

申請者　住　　所　　佐井村大字
氏　　名
電話番号
担当者名（法人のみ記入）

年度佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け　　　第　　　号により交付の決定を受けた佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金について、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

電気自動車の概要	メーカー・車種名　・型式
補助金申請額	円（千円未満切捨）
補助金交付決定額	円
添付書類	(1) 車両代金の支払を確認できる書類 (2) その他　、村が必要として求める書類

〔確定補助金振込口座〕

金融機関名			支店名						
預金種別			口座番号						
ゆうちょ銀行	記号		番号						
フリガナ									
口座名義人									

※振込先の口座が確認できる資料（名義人氏名、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの）の写しを添付してください。

様式第４号（第１０条関係）

第　　　号

年　　月　　日

申請者

住　所　　佐井村大字

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　様

佐井村長

年度佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のありました佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金の交付について、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付要綱第１０条第２項の規定により、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

１．補助金交付確定額　　　　　　　　　　　円

２．補助金支払予定日　　　　年　　月　　日

３．補助金振込先口座

金融機関名			支店名	
預金種別			口座番号	
ゆうちょ銀行	記号		番号	
フリガナ				
口座名義人				

様式第５号（第１１条第３項関係）

年　　月　　日

佐井村長　　　　　　　　　　様

申請者　住　　所　　佐井村大字
氏　　名
電話番号
担当者名（法人のみ記入）

佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金取得財産処分承認申請書

年　　月　　日付け　　　第　　　号で補助金の額の確定通知を受けた　　年佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金について、次のとおり補助対象自動車を処分したいので、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付要綱第１１条第３項の規定により申請します。

電気自動車の概要	メーカー・車種名　・型式 車両番号
補助金交付額	円
処分の内容	
処分の理由	

様式第６号（第１１条第４項関係）

第　　　号

年　　月　　日

申請者

住　所　　佐井村大字

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　様

佐井村長

佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金取得財産処分承認（不承認）通知書

年　　月　　日付けで申請のありました佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金により取得した補助対象自動車等について、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付要綱第１１条第４項の規定により、承認する（承認しない）ことに決定したので通知します。

（不承認の理由）

様式第７号（第１１条第５項関係）

年　　月　　日

佐井村長　　　　　　　　　　様

申請者　住　　所　　佐井村大字
氏　　名
電話番号
担当者名（法人のみ記入）

佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金取得財産処分報告書

　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で承認を受けた佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金取得財産処分について、下記のとおり補助対象自動車等を処分したので、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付要綱第１１条第５項の規定により報告します。

記

１．処分した取得財産

取得財産	メーカー 車 種 名 型　　式 車両番号 補助金交付額確定日　　　　年　　月　　日　　　　第　　　号 財産処分承認通知日　　　　年　　月　　日　　　　第　　　号
使用期間	初度登録　　　　年　　月　　日 処 分 日　　　　年　　月　　日 使用期間　　　　　　　日（以下の計算式より算出） 使用年数＿＿年×３６５日＋１年未満の使用日数＿＿日

２　補助金の返還額　　金　　　　，０００円（別表４の算定式より算出）

３　添付書類
以下の書類（写し）を添付すること。なお、添付書類は発行者の印影があるものとする。
□　処分した日を証明する書類（処分後の自動車検査証等）
□　その他村長が必要と認める書類

様式第８号（第１１条第６項関係）

第　　　号

年　　月　　日

申請者

住　所　　佐井村大字

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　様

佐井村長

佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金返還請求通知書

　　年　　月　　日付けで報告のありました佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金の交付を受け取得した財産処分について、佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付要綱第１１条第６項の規定により、下記のとおり補助金の返還を請求します。

記

１　返還すべき補助金の額　　　　　　　　　　　　　　円

２　返還の期限　　　　　　年　　月　　日まで

３　返還の方法　　別紙返納通知書による。

様式第９号（第１２条第２項関係）

第　　　号
年　　月　　日

補助交付対象者
　住　所　　佐井村大字
　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　様

佐井村長

年度佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付決定取り消し通知書

　　年　　月　　日付け　　　第　　　号付けで交付決定した　　　　年佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金については、下記の理由により交付を取り消しすることに決定したので通知します。

記

（理由）